

※「項目」・「ページ」については、前回の資料を参照

(第3回計画策定部会)

項目	ページ	ご意見	対応	委員
第2章 (4) 数値目標	4	数値目標は平成38年までにとまっているが、計画期間が平成34年度までだと、平成35年度以降はどのように取り組んでいくのか、都民が見た時に疑問に思うのではないかと。	計画見直しに関する文章を追記(P4)。	日高
第2章 (4) 数値目標	4	5年後の数値目標は算出することもできる。	都では平成38年までの数値目標とするため、5年後の数値は記載しない。	清水
第4章 (2) 「若年層対策」	26	実際に児童生徒の自殺防止サポート活動を行っているコンビニはどれくらいか。実績を追記した方がよいのでは。また、もう少し具体的に取組を書いた方がよいと思う。	コンビニでは自殺対策以外にも連携している他事業があるため、本サポート活動を行っているのは何店舗かという数字を出すことは難しい。事業内容については、追記(P26)。	日高
第2章 2 意識調査	22～	意識調査結果を受けて、都としては、このような取組をしていくというような記載がなかったので、調査結果と対策を関連づける記載があった方がよい。	「第5章 東京都における自殺対策の課題と今後の方向性」の冒頭に「意識調査結果を踏まえて」というような文章を追記(P27)。それを受けて、普及啓発やSNS相談等を施策として記載している。	小高
第6章 2 重点施策 (4) 勤務問題による自殺対策の推進	36	企業における取組に関しては、産業所管と関わりを持たせるべき。企業での取組を促進するためにも、対策を行った場合のインセンティブを企業へ与える体制を整備した方がよい。これは区市町村レベルではできないので、都が広域的に行うべき。	インセンティブを与える仕組みをすぐに整備するのは難しい。そのため、具体的な記載はしないこととする。ただし、産業労働所管との連携は行っていく。	清水
第6章 3 生きる支援 関連施策 (3) 自殺防止に向けた研修等	40	自殺対策に関する研修に熱心な病院もあればあまり関心のない病院もある。この病院は研修をすべき、受けるべき等の体制を整備できるとよい。	都が実施する研修は積極的に広報していく。	藤澤
第6章 3 生きる支援 関連施策 (4) 「産後うつ」	41	「産後うつ」の部分について、健康診査等の予防の部分だけでなく、医療との連携というフレーズも追加した方がよいと思う。	「産後うつ」の部分については、予防と医療に関する文章を、まとめた形の記載に修正(P40)。	日高
第6章 2 重点施策 (3) 若年層対策の推進	35	若年層とは40歳未満であるが、この部分については、主に児童・生徒に関する内容が記載されている。もう少し上の世代の若年層対策というのにも必要ではないかと。	「企業における取組」や、若年層全体に対する「SNSを活用した取組」を追記(P35)。	新井
第6章 2 重点施策 (3) 若年層対策の推進	35	SOSの出し方教育について、DVDに限定しないで欲しい。また、「教員等の受け止め手」についても明記した方がよいのでは。	DVDは一つの教材ということなので、記載は残したままとする。受け止め手に関しては、教職員向けの指導資料を作成することとする。	新井
第6章 施策全般	30～	女性の自殺死亡率が高いということにももう少しフォーカスしてもよいかと。LGBTに対する内容も入れた方がよいかと。	職場での「ハラスメント防止」に向けた取組を追記(P35)。また、「性的マイノリティ」に関する取組を追加(P39)。	小高
第6章 施策全般	30～	検証可能な計画にするためにも、各施策の担当所管を記載すべき。	「各種取組の今後の事業計画」の中で事業所管を追記(P42～)	清水
第6章 区市町村支援関係	30～	区市町村の取組好事例を、他自治体へ提供することも都の役割として必要だと考える。医療と連携した未遂者支援など(荒川区)。	区市町村の取組好事例については、連絡会等を通じて区市町村へ適宜情報提供していく。計画には追記しないこととする。	清水
第6章 1 基本施策 (4) 住民への啓発と周知 イ	33	若年層に対しては、スマートフォン、携帯電話等(アプリを使ったネット電話等も含む。)という、下線部分を追記した方がよい。	追記(P31)	清水
第7章 推進体制	43	各機関の役割をイメージ図で示す予定はあるか。	推進体制(ネットワーク)のイメージ図を追記(P51)	青木